

応急手当推進事業所標章交付要綱

〔平成29年3月14日〕
消防長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市における救急体制の充実を図る取り組みとして、応急手当の実施推進について積極的に取り組んでいる事業所に対して標章を交付し、掲示することで市民に周知するとともに、意識の高揚を図り、心肺蘇生等の一次救命処置が迅速、的確に実践される体制の構築を目指すものである。

(対象事業所)

第2条 救命講習を受講し修了している一定の数の従業員等が在籍している事業所とする。

(標章交付要件)

第3条 従業員が救命講習等を受講するなど、安全・安心への取り組みが積極的であり、正確かつ速やかに応急手当等を実施できるように、指導教育に努めていること。

(標章の交付)

第4条 消防長は、第2条に定める事業所から標章交付申請書(別紙様式第1)の提出があったときは、交付要件に適合していることを確認し、標章交付書(別紙様式第2)により標章を交付するものとする。
2 消防長は、前項の規定により標章を交付したときは、標章交付台帳に必要事項を記載しなければならない。

(標章の掲示等)

第5条 標章には応急手当推進事業所である旨を表示する。
2 標章マークは、別図のとおりとする。

(廃止・変更等の届出)

第6条 標章の交付をされた事業所は、事業を廃止し、もしくは休止したとき、又は申請書の内容に変更があったときは、速やかに標章掲示事業所(廃止・休止・変更)届出書(別紙様式第3)により消防長に届け出なければならない。

(標章の有効期限)

第7条 標章の有効期限は、交付した日から2年とする。ただし、事業所から更新申請書(別紙様式第4)が提出され、要件を満たしていることが確認できる場合は、更に2年間有効とする。

(交付の取消)

第8条 消防長は、標章を交付された事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、標章返還請求書(別紙様式第5)を交付し、標章を返還させるものとする。
(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
(2) 交付要件を満たさなくなったとき。

2 消防長は、前項の規定により標章を返還させたときは、当事業所に係る台帳の記載を削除するものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。